

附 則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。附則第十一項第三号において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第六条第一項に規定する者に対する改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「新規則」という。）
（第一条第二項第三号の表の備考第十号及び同条第三項第三号の表の備考第十号の規定の適用については、これらの規定中「現に」とあるのは「現に準中型自動車免許、」とする。

3 改正法施行日において現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている中型自動車免許に係る教習の課程は、新規則第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた中型自動車免許に係る教習の課

程とみなす。

4 改正法施行日において現に旧規則第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、新規則第一条第五項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車免許に係る教習の課程とみなす。

5 改正法施行日において現に旧規則第一条第八項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている中型自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた中型自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

6 改正法施行日において現に旧規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規則第一条第十項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

7 改正法施行日において現に旧規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るものを修了している者は、新規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るもの及び同条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導

員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなす。

8 改正法施行日において現に旧規則第一条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了している者は、新規則第一条第五項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了した者とみなす。

9 改正法施行日において現に旧規則第一条第八項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了している者は、新規則第一条第九項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了した者とみなす。

10 改正法施行日において現に旧規則第一条第九項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了している者は、新規則第一条第十項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了した者とみなす。

11 附則第七項の規定により新規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るもの及び同条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなされる者を届出自動車教習所指導員として選任している届出自動車

車教習所を管理する者は、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、次の各号のいずれにも該当するものであって、都道府県公安委員会が指定する研修を受けさせなければならない。

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。

二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

三 改正法による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の準中型自動車に係る教習について必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。